

第2回愛媛地方最低賃金審議会の開催について

標記の審議会を下記1から3のとおり開催します。
傍聴を希望される方は下記5の申込要領によりお申込みください。

記

1 開催日時

令和4年8月1日(月) 午後1時30分から

2 開催場所

松山若草合同庁舎 7階共用大会議室 (松山市若草町4-3)

3 議 題

- (1) 中央最低賃金審議会による地域別最低賃金額改定の目安の伝達について
- (2) 愛媛県最低賃金に係る意見について
- (3) その他

4 傍聴定員

4名

5 申込要領

- (1) 傍聴希望者は、傍聴希望の旨を記載し、審議会等の開催日、傍聴希望者ごとに住所、氏名、電話番号、FAX番号及び所属(勤務先等)を御記入の上、郵送又はFAXにて次の宛先までお申込みください。

なお、申込締切日は令和4年7月29日(金)午後5時(必着)です。

郵送の場合： 〒790-8538

松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎5階
愛媛労働局労働基準部賃金室 宛

FAXの場合： 089-935-5247

- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い定員になり次第終了します。
傍聴できない方には、令和4年7月29日(金)午後5時30分までに審議会事務局から電話又はFAXによりその旨を連絡いたします。
傍聴できる方には、特段の連絡はいたしません。
- (3) 傍聴される方は、当日、審議会の開始5分前までにお越しいただき、受付を済ませてください。審議会等の開始後の入場はできませんので御注意ください。
なお、事前に申込みいただいた御本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は御本人であることが分かるものを御持参ください。

6 その他

- (1) 傍聴される場合には、別紙「留意事項」を厳守してください。
- (2) 車椅子をお使いになれる方は、その旨お申込みの際にお書き添えください。
また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方の氏名、住所も併せてお書き添えください。

<<問合せ先>>愛媛労働局労働基準部賃金室 089-935-5205

傍聴される皆様への留意事項

- 1 事務局の指示した傍聴席に着席してください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 傍聴される方は、審議会等で意見を申し出ることはできません。
- 5 審議会委員等の言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 はちまき、ゼッケン、腕章等の会場内における着用はご遠慮ください。
- 7 銃刀類その他の危険なもの又はプラカードその他の審議会等の進行を妨げるおそれのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 8 会場では、写真機・ビデオカメラ等での撮影や、録音機等で録音することはできません。
- 9 会場では、飲食及び喫煙はご遠慮ください。
- 10 傍聴中の入退室はやむを得ない場合を除き慎んでください。
- 11 事務局が新型コロナウイルス感染症防止対策として講じる次の対策に従ってください。
 - (1) 帰国者・接触者相談センターに相談する目安とされている次の項目に該当する方は、傍聴希望をされていて事務局から傍聴不可との連絡がなかった場合であっても、傍聴のため来場しないでください。
 - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・ 重症化しやすい方等（ ）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合（ ）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦の方
 - ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合
 - (2) 傍聴希望者には、会場に入る前に「体調チェック及び行動に関する申告書」の提出を求め最終的な傍聴可否を判断させていただきます。事前に体温を測定してから来場いただくとともに、申告内容によっては傍聴をご遠慮いただくこととなりますので、その際は事務局の指示に従ってください。
 - (3) 傍聴者は、必ずマスクを着用し傍聴してください。
- 12 その他、審議会等の長及び愛媛地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従ってください。

なお、これらの事項に反する行為を行う場合には、注意を喚起し、なおこれに従わないときは退場していただく場合があります。

愛媛地方最低賃金審議会